

連携法等の改正を踏まえた省令・告示の改正概要（案）

1. 専門職大学院設置基準

(1) 入学者選抜

入学者選抜に当たって、入学者の適性を適確かつ客観的に評価することとされているところ、評価に基づいて、連携法第4条各号で規定される学識等を涵養する教育を受ける上で求められる学識及び能力を有するか否かを判定するものと規定する。

(2) 教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、法科大学院は、連携法第2条に規定する法曹養成の基本理念及び第4条に規定する大学の責務を踏まえたものとなるようにしなければならないことを新たに規定する。

(3) 科目群

専門職大学院告示に規定されている、4つの科目群を、設置基準に新たに規定する。

一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

二 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）

三 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）

四 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

併せて、法律基本科目については、そのうち基礎科目の後に応用科目を履修できるよう段階的・体系的な教育課程とすること、他の科目群は、法律基本科目の学修に応じて段階的・体系的に学ぶことができるよう教育課程を編成しなければならないこと、展開・先端科目のうち、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力を涵養するための教育を行う科目の8科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）。以下「選択科目」という。）全ての開設を努力義務とすることを新たに規定する。

(4) 学習規模

現在専門職大学院告示で規定されている、①少人数学習、及び②法律基本科目は50人を標準とすることについて、①少人数学習、及び②法律基本科目は原則50人以下とすることを新たに規定する。

(5) 「論述の能力」の修得

設置基準第8条第1項に規定するもののほか、連携法第4条第2・3号に規定される、専門的学識の応用能力のうち「論述の能力」を修得させるための指導を行うべきことを新たに規定する。

(6) 成績評価、修了認定の厳格化

設置基準第10条第2項に規定する学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、連携法第4条各号で規定する学識・能力・素養が涵養されているか、連携法第5条第2号及び第3号に基づき公表された基準に基づき、厳格かつ客観的に学修の成果に係る評価及び修了の認定を行うものとする旨を新たに規定する。

(7) 公表事項

連携法第5条第5号に規定される「その他文科省令で定める事項」として、以下の各号を新たに規定する。

- ①入学者受入方針並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること
- ②標準修業年限修了率、中退率及び留年率の状況
- ③法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目
- ④授業料などの減免の仕組み及び奨学金制度の概要
- ⑤法学未修者及び社会人の入学者の割合及び司法試験合格率
- ⑥連携法曹基礎課程からの入学者の割合及び司法試験合格率
- ⑦在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率

(8) 履修科目の登録の上限

履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年につき36単位を標準として定める。ただし、連携法第6条に定める連携法曹基礎課程を修了し法科大学院に進学した場合など法科大学院が認めた場合においては、44単位まで増やすことを可能とすることを規定する。

(9) 入学前の既修得単位等の認定

入学前既修得単位及び既修者認定の認定上限を、連携法第6条に定める連携法曹基礎課程を修了し法科大学院に進学した場合など法科大学院が認めた場合においては、それぞれ30単位から46単位に増加し、入学前既修得単位及び既修者認定を併せて46単位を上限とすることを規定する。

(10) 修了の要件となる単位数

修了要件として、3年以上の在学と93単位以上の修得に加えて、以下を要件として新たに規定する。

- ・1：科目群毎に、必要単位数を規定

①法律基本科目 48単位以上

②法律実務基礎科目 10単位以上

③基礎法学・隣接科目 4単位以上

④展開・先端科目 12単位以上

- ・ 2：法律基本科目について、基礎科目は全て必修（30単位を標準として想定）とし、応用科目は18単位以上と規定
- ・ 3：選択科目のうち、1科目以上を必修とし、4単位以上と規定。

施行日は、令和2年4月1日とする。

2. 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（いわゆる「細目省令」）

第4条第1項第1号に基づいて、認証評価機関が定める大学評価基準に関し、改正連携法及び当該法を踏まえ改正専門職大学院設置基準において法科大学院について特に規定される事項等を、規定に反映する。

例

- ① 改正連携法を踏まえ、設置基準において、授業の方法として特に論述の能力を修得させるための指導について規定することに伴い、当該指導の実施に関することを規定する。
- ② 改正連携法を踏まえ、設置基準において修了認定において必要な単位数を規定することに伴い、修了要件に関することを規定する。
- ③ 改正連携法を踏まえ、認定法曹養成連携協定において連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況に関することを規定する。 など

施行日は、令和4年4月1日とする。

(参考)

連携法第6条第1項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令

- (1) 連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえた入学者選抜に係る入学定員は、法科大学院の入学定員の2分の1を超えないものとする。
- (2) 法曹養成連携協定における大臣認定の基準は法律以外において以下の事項とすること。
- ① 法律基本科目の基礎科目に相当する科目が、法曹養成基礎課程において、履修すべきものとして連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設されていること。
 - ② 前号のほか、法曹養成基礎課程における教育の実施に関し、連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること。
 - ③ 法曹養成基礎課程に関し、早期卒業の認定基準が整備されていること。
 - ④ 早期卒業を希望する学生に対する、適切な学習指導の実施等の十分な教育的配慮を行う体制が構築されていること。

施行日を、令和2年4月1日とする。

趣 旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

概 要

1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

(1) 法科大学院における教育の充実

- ① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
 - (ア) 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力
 - (イ) 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその応用能力
 - (ウ) 実務の基礎的素養や弁論能力等
- ② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

(2) 法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

(3) 法科大学院における入学者の多様性の確保

法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学選抜における配慮義務を規定。【第10条】

(4) 法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求められることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

2. 学校教育法の一部改正【第102条第2項】

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者（※）を追加。

※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- ① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】
- ② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】
- ③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け（※）を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】

※ 1. (1) ①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

等

施行期日

平成32（2020）年4月1日（ただし、1.（4）及び経過措置に係る規定は公布日、3. ①及び②並びに1.のうち3. ①に係る規定は平成34（2022）年10月1日、3. ③は平成33（2021）年12月1日）

法科大学院を中核とする法曹養成制度改革の全体像 - 改革プラン -

法科大学院が直面する主な課題

- ✓ **司法試験の合格率低迷や受験資格取得までの時間的・経済的負担による法科大学院志願者の大幅な減少**
→ 過半数の法科大学院（特に地方）が募集停止等。入学者数はピーク時の28%。予備試験合格者の74%が大学・法科大学院の学生（出願時）
- ✓ **法学未修者コース修了者の司法試験合格率の低迷**
→ 司法試験累積合格率（法科大学院修了後5年間）について、法学既修者は7割超えの一方、法学未修者は約5割。社会人志願者等が激減

改革の趣旨

◎ 法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の理念を堅持し、法科大学院教育の充実を図りつつ、学生の資質・能力に応じ、より短い期間で法曹となる途を拡充するとともに、法曹を目指す社会人や地方学生を支援し、**制度の信頼性・安定性を確保**

1. プロセス改革

～学部段階から司法修習までをプロセスとして再構築し、優れた資質を有する志願者を呼び戻す～

→ 累積合格率目標を達成できるような充実した教育を速やかに実現

○法曹コースの設置等による法科大学院教育の充実

- ✓ 法曹志願者が学部段階から充実した教育を受けられるよう、法科大学院と連携した学部課程として**法曹コースを設置・拡充**(☆)
- ✓ 法科大学院は、法曹コース修了者を対象に書類審査・面接等により特別選抜を実施(☆)※特別選抜の定員は全入学生員の2分の1を上限
- ✓ 法科大学院の収容定員を現状の範囲内(入学生員2,300人)で**管理し**、司法試験合格まで予測可能性の高い養成制度を実現(☆)

○早期卒業・飛び入学の推進、司法試験の在学中受験の導入

- ✓ 早期卒業・飛び入学による入学希望者について、入学選抜で適切な配慮を行うなど(☆) **早期卒業・飛び入学(3+2)を推進**
- ✓ 法科大学院在学中の**司法試験受験を可能とし**、早期卒業等の活用と併せて、**時間的・経済的負担の大幅な軽減を図る**(☆)
- ✓ 法科大学院在学中受験資格で司法試験に合格した者につき、法科大学院修了を司法修習生採用の要件とする(☆)

※プロセスにより、①専門的な法知識の修得、②創造的な思考力の育成や先端的な法領域の理解、③実務基礎教育を通じ、人間性豊かな法曹を養成

法曹養成制度の理念に立ち返った法科大学院改革

法曹コースの設置・早期卒業等の推進・司法試験の在学中受験の導入により、有為な人材を呼び戻し、法曹養成制度の理念である「プロセスとしての養成」を立て直す。併せて、多様なバックグラウンドを有する人材を確保し、「プロセス教育」の内容を一層充実させる。

2. 多様性確保の推進

～社会人や他学部出身者が法科大学院で学べる環境を確保～

→ 多様なバックグラウンドを有する有為な人材を確保し、質の高い未修者教育を実現

- ✓ 法科大学院の受験時期や科目等について入学選抜で配慮(☆)
- ✓ 1年次終了時に共通到達度確認試験を導入し、全国レベルでの成績把握、教育改善を実現
- ✓ ICT等を活用した、社会人に特化した教育の推進

3. 法科大学院へのアクセス向上

～地方在住の法曹志願者が法科大学院で学べる環境を確保～

- ✓ 法科大学院を有していない大学も、法曹コース設置が可能
※法科大学院が必要な協力を行う(☆)、入学選抜で「地方専願枠」も可能
- ✓ 学部成績以外の要素を考慮して飛び入学を認めることを可能とし(☆)、**法科大学院不在地域の学生の早期進学も推進**

- ✓ ICT等を活用し、法科大学院不在地域の大学から法科大学院進学を促進(☆)；法律改正事項

4. その他、推進会議決定事項

- ✓ 法科大学院改革の進捗に合わせ、予備試験の必要な制度的措置を検討
- ✓ 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を、引き続き実施
- ✓ 法務省と文科省が連携し、関係機関等の協力を得て、改革の取組を推進